

## 県土整備局土木工事標準現場説明書

工 事 名 :

### A 入札（又は見積合せ）にあたっての留意事項

#### 1 入札通知書等の確認

この工事の入札（又は見積書の提出）にあたっては、入札説明書（又は見積通知書）、  
図面、特記仕様書、単価抜き設計書、現場説明書及び質問回答書をよく確認して、入札書  
（又は見積書）を提出してください。

#### 2 図面等

図面、特記仕様書、単価抜き設計書及び現場説明書は、公告の日から又は現場説明会終  
了後から、入札（見積）日まで又は入札書提出期限日までの間に事務所において閲覧する  
ことができます。

### B 契約履行にあたっての留意事項

#### 1 関係諸法令の遵守

受注者は、関係諸法令を守り、工事の円滑な進捗を図るとともに、受注者の費用負担と  
責任において諸法令の運用・適用を行ってください。

#### 2 工事の仕様

図面、特記仕様書、工事数量総括表及び現場説明書（工事内容に関する質問回答書を含  
む。）に記載してある事項以外は、「土木工事共通仕様書（（元号）〇〇年〇月）」によ  
ります。（※元号、〇は該当仕様書の年月を記載する。）

#### 3 「建設産業における生産システムの合理化指針」等の遵守

受注者は、工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システ  
ムの合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において明確にされている総  
合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、次に掲げる適正な契約の  
締結、適正な施工体制の確立、建設労働者雇用条件等の改善に努めてください。

##### (1) 下請契約における契約締結のあり方

下請契約の当事者は契約締結にあたって、次の事項を守ってください。契約内容の変  
更・追加の必要が生じた場合もこれに準じてください。

ア 建設工事の開始に先立ち、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持  
つ契約書による契約を締結してください。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分に協議を行い、施工責任範囲及び施工条件を明確  
にするとともに、適正な工期及び工程を設定してください。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であることを認識して、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとしてください。また消費税相当分を計上してください。

エ 請負価格の設定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によってください。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じたりすることのないようにしてください。

## (2) 下請契約における代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその下請契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に規定する下請契約に関する事項のほか、次の事項を守ってください。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くしてください。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としてください。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としてください。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないでください。

エ 前払金の支払を受けたときは、当該工事の資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な相応の費用を、受注者に対して、できるだけ早く現金で前払金として支払うよう配慮してください。

オ 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮してください。

## (3) 建設工事の適正な施工の確保

ア 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請、その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。

なお、受注者が請け負った工事の一部を下請させようとする時には、次のことに留意してください。

① 下請契約を締結した場合には、建設業法第 24 条の 8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条及び設計図書の規定による施工体制台帳及び施工体系図を整備してください。

② 下請契約がない場合は、施工体系図に“下請契約なし”と記入して提出してください。

イ 建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに配置する主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有し、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。

このため、配置予定技術者届には、上記の資格、技術力を証明する書類（監理技術者資格者証、国家資格証明書の写し等）を添付するとともに、主任技術者の場合には雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、市町村民税の特別徴収税額の通知

書の写し等)を添付してください。

また、上記の監理技術者又は専任を要する主任技術者の場合は、他の工事と重複配置はできません。

ウ イにあげる受注者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けていなければなりません。(平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している場合は、監理技術者講習修了証も所持していなければなりません。)

この場合において、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示してください。

エ イにあげる受注者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者は専任の者でなければならない。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定による監理技術者補佐を専任で配置する場合は、この限りではありません。

オ エにあげる監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有し、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。

このため、専任を要する監理技術者の兼務届出書には、上記の資格、技術力を証明する書類(監理技術者資格者証、技術検定の 1 級第 1 次検定合格証明書の写し等)を添付するとともに、雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証、市町村民税の特別徴収税額の通知書の写し等)を添付してください。

カ 下請契約における受注者の選定にあたっては、工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力その他の状況を的確に評価し、優良な者を選定してください。

キ 専門工事のうち、建築大工、建築板金、とび、左官、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、配管、内装仕上げ施工、塗装、造園等については、職業能力開発促進法第 4 4 条の規定に基づく「技能検定合格者」の使用の促進に努めてください。また、建設業法施行規則第 1 8 条の 3 の規定に基づく、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能を有する「登録基幹技能者」の使用の促進に努めてください。

ク ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキのほか、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、神奈川県工事執行規則(平成 8 年 3 月 29 日神奈川県規則第 68 号)等を厳守してください。

#### (4) 労働福祉の改善等

ア 雇用者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定を図りつつ次の事項を守ってください。

(ア) 適正な労働条件の設定、就業規則の作成、賃金の確保等を行ってください。また、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮した適正な労働時間管理を行ってください。

(イ) 労働安全衛生法を守り安全衛生教育を実施し、労働災害の防止に努めてください。また、建設業労働災害防止協会等への加入に努めてください。

(ウ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入してください。健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者についても国民健康保険又は国民年金への加入を指導してください。

- (エ) 労働者災害補償保険法の規定による保険への加入だけではなく、任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないようにしてください。
  - (オ) 建設業退職金共済制度に加入する等退職金制度を確立するとともに厚生年金基金の加入にも努めてください。
  - (カ) 福利厚生施設の整備に努めてください。なお、建設労働者のための宿舍を整備するにあたっては、労働基準法における寄宿舎に関する規定及びガイドラインにより、その良好な居住環境の確保に努めてください。
  - (キ) 適正な雇用管理を行ってください。
  - (ク) 建設業法施行令第7条の3各号に規定される法令を守ってください。
- イ 雇用者は、労働関係法規の遵守状況について説明を求められた場合は、説明しなければなりません。また、必要に応じ、労働関係法規の遵守状況について、報告書の提出を求めることがあります。
- ウ 労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに報告してください。

#### 4 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付してください。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、工事請負契約金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」（様式1号）及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（様式3号）を工事完成時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式2号）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に神奈川県知事（又は事務所長）へ提出してください。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式2号）に掛金収納書（以下「収納書」という）を添付してください。

なお、工事請負契約金額が500万円未満の場合においても神奈川県知事（又は事務所長）が証紙購入状況等を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合があります。
- (3) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者は、今後の指名等において考慮される場合があります。
- (4) 下請契約における受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めてください。
- (5) 前号における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、注文者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、注文者は積極的に受託するようにしてください。
- (6) 受注者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示してください。

## 5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

受注者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号）を遵守し、同法第12条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年10月17日条例第35号）を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

## 6 履行報告

受注者は、毎月、月初め5日以内に前月の契約の履行について報告してください。

## 7 検査

工事の施工中に、中間技術検査及び事前に通告をしないで抜打ち検査を実施する場合がありますので、適切に対応してください。

## 8 県内事業者への配慮

受注者は、材料の製造所、資材の購入先及び下請契約における受注者の選定にあたっては、県内製造工場及び県内業者を優先的に採用又は、選考してください。

「県土整備局公共工事グリーン調達基準」に定める利用方針に基づいて、特定調達品目及び認定対象品目を利用する場合において、材料の製造所、資材の購入先を選定するにあたっては、県内製造工場及び県内業者を優先的に採用又は、選考してください。

## 9 公共事業労務費調査等への協力

受注者は、本工事が、県が実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど、必要な協力を行ってください。本工事

の完成引渡し後においても同様とします。また、下請契約における受注者にも同様の協力を行うことを定めて下さい。

## 10 資源有効利用促進法への対応

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めるとともに、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めてください。

また、施工前及び施工後に実施することについては、「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」のとおり対応してください。

## 11 建設リサイクル法への対応

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めてください。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めてください。

なお、本工事が対象建設工事の場合は、次のとおり対応してください。

- (1) 請負契約の締結の前に「説明書」を提出して、建設リサイクル法第12条に基づき分別解体等の内容について説明してください。また、下請契約における受注者に対して、発注者に提出した「説明書」に記載の内容を説明してください。
- (2) 「解体工事に要する費用等」の書面を工事請負契約書に添付して下さい。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。
- (4) 再資源化等が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」を提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。ただし、建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、「再資源化等報告書」は提出されたものとみなします。
- (5) その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分に踏まえて工事の施工にあたってください。

## 12 無石綿化への対応

受注者は、石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応してください。

- (1) 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工してください。

なお、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求め、確認します。

- (2) 下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにして下さい。

## C. 施工条件

別添の施工条件明示書の記載により施工してください。

#### D. 設計変更に係る手続き等について

設計変更に係る手続き等については、契約書第 18 条から第 20 条、第 22 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-14 から 1-1-1-16 において定めていますが、その具体的な考え方については、「設計変更ガイドライン」[神奈川県県土整備局]に示しています。

なお、同ガイドラインは、県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201553.html>

#### 附 則

- 1 この現場説明書は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

# 県土整備局建築・設備工事標準現場説明書

工 事 名 :

## A 入札（又は見積合せ）にあたっての留意事項

### 1 入札通知書等の確認

この工事の入札（又は見積書の提出）にあたっては、入札説明書（又は見積通知書）、  
図面、特記仕様書、単価抜き設計書、現場説明書及び質問回答書をよく確認して、入札書  
（又は見積書）を提出してください。

### 2 図面等

図面、特記仕様書、単価抜き設計書及び現場説明書は、公告の日から又は現場説明会終  
了後から、入札（見積）日まで又は入札書提出期限日までの間に事務所において閲覧する  
ことができます。

## B 契約履行にあたっての留意事項

### 1 関係諸法令の遵守

受注者は、関係諸法令を守り、工事の円滑な進捗を図るとともに、受注者の費用負担と  
責任において諸法令の運用・適用を行ってください。

### 2 工事の仕様

図面、特記仕様書、単価抜き設計書及び現場説明書（工事内容に関する質問回答書を含  
む。）に記載してある事項以外は、〇〇監修「〇〇工事共通仕様書（（元号）〇年度版）」  
によります。

〔注〕 ○印の部分は国土交通省住宅局住宅総合整備課あるいは国土交通省大臣官房官庁  
営繕部監修の建築・電気・機械工事あるいは改修工事の各共通仕様書のうちから  
該当工事仕様書を明記する。

### 3 「建設産業における生産システムの合理化指針」等の遵守

受注者は、工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システ  
ムの合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において明確にされている総  
合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、次に掲げる適正な契約の  
締結、適正な施工体制の確立、建設労働者雇用条件等の改善に努めてください。

#### (1) 下請契約における契約締結のあり方

下請契約の当事者は契約締結にあたって、次の事項を守ってください。契約内容の変  
更・追加の必要が生じた場合もこれに準じてください。

ア 建設工事の開始に先立ち、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持



つ契約書による契約を締結してください。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分に協議を行い、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定してください。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であることを認識して、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとしてください。また消費税相当分を計上してください。

エ 請負価格の設定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によってください。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じたりすることのないようにしてください。

## (2) 下請契約における代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその下請契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に規定する下請契約に関する事項のほか、次の事項を守ってください。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くしてください。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としてください。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としてください。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないでください。

エ 前払金の支払を受けたときは、当該工事の資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な相応の費用を、受注者に対して、できるだけ早く現金で前払金として支払うよう配慮してください。

オ 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮してください。

## (3) 建設工事の適正な施工の確保

ア 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請、その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。

なお、受注者が請け負った工事の一部を下請させようとする時には、次のことに留意してください。

① 下請契約を締結した場合には、建設業法第24条の8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条及び設計図書の規定による施工体制台帳及び施工体系図を整備してください。

② 下請契約がない場合は、施工体系図に“下請契約なし”と記入して提出してください。

イ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに配置する主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有し、受注者と直接的かつ恒常的な雇

用関係にある者としてください。

このため、配置予定技術者届には、上記の資格、技術力を証明する書類（監理技術者資格者証、国家資格証明書の写し等）を添付するとともに、主任技術者の場合には雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、市町村民税の特別徴収税額の通知書の写し等）を添付してください。

また、上記の監理技術者又は専任を要する主任技術者の場合は、他の工事と重複配置はできません。

ウ イにあげる受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けていなければなりません。（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している場合は、監理技術者講習修了証も所持していなければなりません。）

この場合において、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を提示してください。

エ イにあげる受注者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者は専任の者でなければならない。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定による監理技術者補佐を専任で配置する場合は、この限りではありません。

オ エにあげる監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有し、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。

このため、専任を要する監理技術者の兼務届出書には、上記の資格、技術力を証明する書類（監理技術者資格者証、技術検定の 1 級第 1 次検定合格証明書の写し等）を添付するとともに、雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、市町村民税の特別徴収税額の通知書の写し等）を添付してください。

カ 下請契約における受注者の選定にあたっては、工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力その他の状況を的確に評価し、優良な者を選定してください。

キ 専門工事のうち、建築大工、建築板金、とび、左官、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、配管、内装仕上げ施工、塗装、造園等については、職業能力開発促進法第 44 条の規定に基づく「技能検定合格者」の使用の促進に努めてください。また、建設業法施行規則第 18 条の 3 の規定に基づく、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能を有する「登録基幹技能者」の使用の促進に努めてください。

ク ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキのほか、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、神奈川県工事執行規則（平成 8 年 3 月 29 日神奈川県規則第 68 号）等を厳守してください。

#### (4) 労働福祉の改善等

ア 雇用者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定を図りつつ次の事項を守ってください。

(ア) 適正な労働条件の設定、就業規則の作成、賃金の確保等を行ってください。また、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮した適正な労働時間管理を行ってください。

(イ) 労働安全衛生法を守り安全衛生教育を実施し、労働災害の防止に努めてくださ

- い。また、建設業労働災害防止協会等への加入に努めてください。
  - (ウ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入してください。健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者についても国民健康保険又は国民年金への加入を指導してください。
  - (エ) 労働者災害補償保険法の規定による保険への加入だけではなく、任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないようにしてください。
  - (オ) 建設業退職金共済制度に加入する等退職金制度を確立するとともに厚生年金基金の加入にも努めてください。
  - (カ) 福利厚生施設の整備に努めてください。なお、建設労働者のための宿舎を整備するにあたっては、労働基準法における寄宿舎に関する規定及びガイドラインにより、その良好な居住環境の確保に努めてください。
  - (キ) 適正な雇用管理を行ってください。
  - (ク) 建設業法施行令第7条の3各号に規定される法令を守ってください。
- イ 雇用者は、労働関係法規の遵守状況について説明を求められた場合は、説明しなければなりません。また、必要に応じ、労働関係法規の遵守状況について、報告書の提出を求めることがあります。
- ウ 労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに報告してください。

#### 4 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付してください。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、工事請負契約金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」（様式1号）及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（様式3号）を工事完成時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式2号）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に神奈川県知事（又は事務所長）へ提出してください。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式2号）に掛金収納書（以下「収納書」という）を添付してください。

なお、工事請負契約金額が500万円未満の場合においても神奈川県知事（又は事務所長）が証紙購入状況等を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合があります。
- (3) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者は、今後の指名等において考慮される場合があります。
- (4) 下請契約における受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めてください。
- (5) 前号における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、注文者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、注文

者は積極的に受託するようにしてください。

- (6) 受注者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示してください。

## 5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

受注者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号）を遵守し、同法第12条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年10月17日条例第35号）を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

## 6 履行報告

受注者は、毎月、月初め5日以内に前月の契約の履行について、工事概況報告書を提出してください。

## 7 検査

工事の施工中に、中間技術検査及び事前に通告をしないで抜打ち検査を実施する場合がありますので、適切に対応してください。

## 8 県内事業者への配慮

受注者は、材料の製造所、資材の購入先及び下請契約における受注者の選定にあたっては、県内製造工場及び県内業者を優先的に採用又は、選考してください。

「県土整備局公共工事グリーン調達基準」に定める利用方針に基づいて、特定調達品目及び認定対象品目を利用する場合において、材料の製造所、資材の購入先を選定する

にあたっては、県内製造工場及び県内業者を優先的に採用又は、選考してください。

## 9 公共事業労務費調査等への協力

受注者は、本工事が、県が実施する公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど、必要な協力を行ってください。本工事の完成引渡し後においても同様とします。また、下請契約における受注者にも同様の協力を行うことを定めて下さい。

## 10 火災保険への加入

受注者は、工事完成引渡しまで適切な額の火災保険、建設工事保険に加入してください。

## 11 資源有効利用促進法への対応

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めるとともに、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めてください。

また、施工前及び施工後に実施することについては、「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」のとおり対応してください。

## 12 建設リサイクル法への対応

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めてください。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めてください。

なお、本工事が対象建設工事の場合は、次のとおり対応してください。

- (1) 請負契約の締結の前に「説明書」を提出して、建設リサイクル法第 12 条に基づき分別解体等の内容について説明してください。また、下請契約における受注者に対して、発注者に提出した「説明書」に記載の内容を説明してください。
- (2) 「解体工事に要する費用等」の書面を工事請負契約書に添付して下さい。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。
- (4) 再資源化等が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第 18 条に基づき「再資源化等報告書」を提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。ただし、建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、「再資源化等報告書」は提出されたものとみなします。
- (5) その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分に踏まえて工事の施工にあたってください。

## 13 無石綿化への対応

受注者は、石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対

応してください。

(1) 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工してください。

なお、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求め、確認します。

(2) 下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにしてください。

#### 14 その他

受注者は、施工にあたっては、施設の利用者や周辺住民に迷惑をかけることのないよう注意し、安全対策に万全を期するとともに、下請契約における受注者にも同様の趣旨を周知してください。

#### C. 設計変更に係る手続き等について

設計変更に係る手続き等については、契約書第18条から第20条、第22条から第25条において定めていますが、その具体的な考え方については、「設計変更ガイドライン」〔神奈川県県土整備局〕に示しています。

なお、同ガイドラインは、県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201553.html>

#### D. 施工条件

工事の施工にあたっては、工事毎に施工条件を設定し、本紙又は設計図書（図面、特記仕様書等）に記載してください。

#### E. その他

各局依頼工事執行要領等による営繕工事に限り、共通費実態調査への協力について、本紙に記載してください。

#### 附 則

1 この現場説明書は、令和5年5月1日から適用する。